

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和六年一月一日から三月三十一日までとする。

令和六年五月十七日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 二十三件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
十二億五千五百七十二万二千元
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により建物が全壊）
- 二 宮城県沿岸部の菓子製造販売業者（震災の影響で店舗・設備が一部損壊、材料、在庫も破棄）
- 三 青森県沿岸部の製造業者（津波により設備が損壊、出荷制限による間接被害）
- 四 福島県中通りの金属製品製造業者（震災により主要な製造機械が損壊、取引先の事業廃止に伴い売上が減少）
- 五 宮城県沿岸部の製造業者（津波により事務機器、生産設備が流出）
- 六 宮城県沿岸部の小売業者（震災により一部店舗が全壊）
- 七 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が全壊）
- 八 宮城県沿岸部の卸売業者（震災により事務所が損壊、取引先の被災等により売上が減少）
- 九 宮城県沿岸部の洗濯業者（震災により一部工場が毀損）
- 十 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により固定資産の滅失が発生）
- 十一 宮城県沿岸部の運送業者（津波により事務所、車両が流出）
- 十二 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗が流出）
- 十三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、工場が流出）
- 十四 岩手県沿岸部の菓子製造業者（津波により工場、事務所が全壊）
- 十五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により在庫が全て流出し、生産設備に甚大な被害）
- 十六 宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により工場、倉庫が流出）
- 十七 福島県中通りの宿泊業者（震災により施設が損壊、風評被害による旅行客減少に伴い売上が減少）
- 十八 岩手県沿岸部の卸売業者（津波により在庫、車両等が流出）
- 十九 青森県沿岸部の娯楽業者（震災により設備が破損、間接被害による売上減少）
- 二十 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により賃貸用物件が全て流出）
- 二十一 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により賃貸用物件が全て流出）
- 二十二 茨城県の食品製造業者（震災による機械設備損壊、停電に伴う原材料・商品の廃棄、観光客減少による利益逸失）
- 二十三 茨城県の飲食業者（震災により店舗が一部損壊、一時営業停止等により売上が減少）

二十四 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場等が全壊。震災後は他社の工場の一部を借りて営業を継続し

ているが、貸主の都合や品質確保等の問題もあり売上が減少）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

二十六億三千二百九十七千円